

研究

戦国時代の盛嶽文書発見(三)

—東京大学史料編纂所が収録—

佐藤 巧

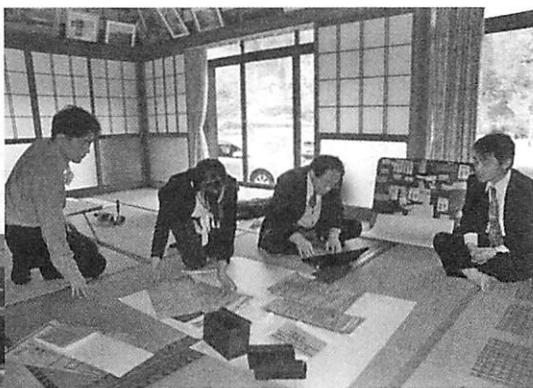
(会員 佐伯市池船)

まえがき

今年一月以来、東京大学史料編纂所の井上聡准教授より盛嶽文書の収録に関する電話を度々いただいた。貴重な文書史料をマイクロフィルムに保存し、また研究者や一般に公開する目的であるという。そのために先ずは所有者森竹文生氏の同意書が必要であった。

現地来訪は三月二十二日と決まり、その際に「日豊風雲録資料展」に展示していた「土佐の佐伯文書」や「伊予の佐伯文書」なども拝見したいとの御意向であった。

当日は東大史料編纂所から井上准教授・村井准教授と助手の三名に愛媛県立博物館の学芸員一名が同行、大分芸術文化短期大学の吉良教授も加わった。佐伯市からは



盛嶽文書を撮影する
東大史料編纂所の御一行様



教育委員会文化振興課の大鶴氏が立ち会った。

佐伯市直川大石の森竹文生氏宅の座敷に撮影機器を据えて、文書一枚づつ全部で五十二点を撮影した。その間、准教授は森竹文生氏に史料編纂所の事業や撮影の趣旨を説明した。また今回のように中世文書のみが五十二点もまとまって出てくる例は珍しく、文化財の指定をして適切な裏打ちと保管が望ましいと指摘された。

文書の解説については研究者に委ねられている。特に地名や人名など歴史的背景については地方史研究家の方が理解力のあることは勿論である。試みに何点か読み合わせを試みたが、さすがに専門家である。私自身いかに多くの読み違いをしているかを思い知らされた。

前号までの訂正と解説

—佐伯惟常の知行預け状—

前二二二号に掲載すべきであったが、月日のみで年号がなく、その上惟常を惟光と読み誤ったために後回ししたのである。

「大友興廢記」によると、惟常は兄の惟勝と家督を争い佐伯を二分する争いとなった。大友氏が介入して惟常は

伊予から周防に退去していた。大友義長は惟常の武勇を惜しみ筑後国東郷に知行を与え召し返したという。

この間、大友氏は叔父の惟治に家督を代行させたのであろう。惟治は子息千代鶴に後継を託そうとしたが、大永七年（一五二七）榎牟礼城は大友義鑑の軍勢に包囲され落城、十一月二十五日、惟治父子ともに自刃して果てた。

惟治滅亡後、大友義鑑は惟常を筑後より召し返し本領を安堵したが、佐伯には惟勝が居座っていたため木付に居住したという。天文十三年（一五四四）朽網親満の乱に功績を挙げ再び本領を安堵、惟勝の死後佐伯に帰住したとも記されている。

【惟常知行預け状】

蔵八名之内

八のつひ

一所 田代 老反

小門寺之内

のそへ

一所 島地 老反

七月十二日 惟常（花押）

盛岳藤九郎殿



右の文書が何年に発給されたか明らかではないが、天文七年（一五三八）から十年（一五四二）までの受取書は盛岳大藏丞宛てになつていたので、それ以後のことであろう。惟常と惟益の二通が藤九郎宛てとなり、惟教と惟真の書状では藤九郎と弥十郎連名に宛て、やがて弥十郎一名宛てになつてゐる。また藏八名と小門寺の地名も宇目・横川方面には確認できない。

なお「緒方家譜」によると、惟治の長女は佐伯三河守の室と記され、惟常の長男惟行が佐伯三河守である。惟行は謀反人惟治の娘を娶つていたために、家督は次男惟益が継承したのである。

佐伯氏歴代の署名と花押



一通
惟常（花押）
これつね



一通
惟益（花押）
これます
※益はアリ・ノリ
ヨシとも読む。



十三通
惟教（花押）
これのり



四通
惟真（花押）
これざね
※署名は実のくずし
である。

【戦国時代の佐伯氏歴代略系図】

(西予市野村緒方家譜より)

惟常これつら

佐伯左衛門大夫 初名紀伊守

母は佐伯七郎左衛門尉惟時の女。

大友左馬頭義鑑の命により叔父惟治の跡を嗣ぐ。

惟益これまき

佐伯紀伊守 中務少輔

母は森美濃守通村の女。

惟教これのり

佐伯紀伊介

母は高橋左京進の女。

天文二十年、菊池氏と合戦の時、角隈越前守と軍配

争論の事により國中不和。弘治三年五月、同男惟

真・鎮忠と豊後を辞し、同年六月二日、伊予国宇和

島に赴く。国司西園寺公広の厚遇により同郡野村

白木城に居す。

後、大友人道宗麟の招きに応じ豊後へ帰り、旧居佐

伯に依る。

天正六年十二月十二日、日向国高城合戦、名貫川に

於いて田北相模守鎮周と、同じく惟教父子三人共

戦死。法諡は龍徳宗天大禪定門と曰う。

惟真これまこと(名は一に惟実と作る)

佐伯治部少輔 初名晩に弾正少弼と改む。

弘治三年六月、父惟教等と同じく伊予に入り野村

白木城へ居す。永禄五年十一月、大友人道宗麟の招

きに応じ豊後国へ帰り、梅牟礼城に居す。

天正六年十二月十二日、日向国名貫川に父と同じ

く討死。法諡は東岳宗勲大禪定門と曰う。

惟定これさだ 佐伯太郎 右京権亮

母は緒方左衛門尉惟潔の女。

大友左衛門督入道宗麟、同修理大夫義統朝臣に属

す。天正十四年九月、島津氏の兵が豊後に侵入、惟

定は梅牟礼城に在り、纒々敵兵と戦い籠城を以て

豊関白勢の援を俟つ。同十五年正月三日、及び十七

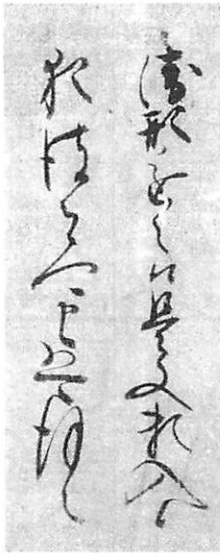
日に関白豊公より感状を賜う。(後略)

―衛藤刑部について―

前二一五号、惟教書状で問題提起した「衛形」について、これは「衛藤刑部」のことではないかと指摘を受けた。人名を略して書くことは往々にあり、当時は「刑」と「形」の字を混同して使うこともあったようだ。人名とは気がつかず余計な先入観を持ったようである。

衛藤刑部は佐伯惟教に仕え伊予に随従した家臣である。これによって新たな解釈ができそうであるが、今回は衛藤氏の参考資料を紹介するに止めておこう。

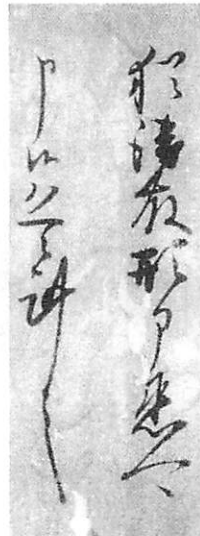
【文書15】 惟教書状



衛形還し候。是又頼入候。
猶彼者可申候。恐々謹言。

衛藤刑部、還し候。これまた頼み入り候。
なお、彼の者申すべく候。恐々謹言。

【文書17】 惟教書状



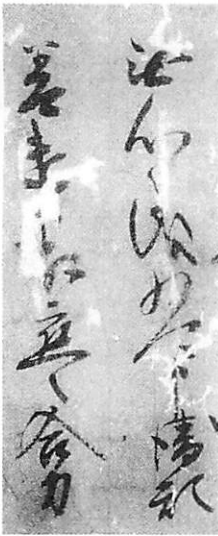
なお、衛藤刑部、悉く申すべく候。恐々謹言。

【文書18】 惟教書状



衛藤刑部を差し遣わし候えは……。

【文書20】 惟教書状



無心の義、すなわち申すべく、衛藤刑部
差し遣わし候。相応の合力……。

藤原姓衛藤氏系図（大分県史料系図編）

（前略）

國家 童名豊寿丸、後に刑部大輔と号す。

建久六年、能直公が豊後・豊前両国の守護として御下向のとき、隨身され下向。生年十八歳。

（中略）

貞義

童名熊太郎。大友義鎮公に左京進を賜る。今般薩州合戦、陣々においての手柄、義鎮公の御感状を蒙る。御帰陣の後、御判物を頂戴、その文にいわく、「豊筑の間において十町分（坪付は別紙にあり）預け置き候。全く知行あるべく候。恐惶謹言。三月二日、宗麟御書判。衛藤右京進殿。」天正十四年、薩州責め来たるとき、宇田枝の諸士と御嶽杉ヶ城に籠もり持ち留む。

鎮常 下野守。

筑前国立花鑑載）退治のとき、駆向かい軍功あり。宗麟公より鎮常の名を賜い初めて中津留に居住す。

「景友 刑部丞。大神惟教の家臣となり佐伯へ住す。

弘治三年五月上旬、大神惟教は与州へ渡海す。

同十月、豊後佐賀関へ着船、武勇才智に有名の士なり。永禄十一年十月、毛利元就が九州を責む。

この時、四国より佐賀関に着し、烏帽子嶽城に戦う。武勇を顕し佐伯へ帰住す。

佐伯氏家臣団・衛藤氏人名録

衛藤刑部丞景友 弘治三年（一五五七） 「衛藤氏系図」

佐伯惟教に随従して伊予に渡海。

衛藤大和守 天正六年（一五七八） 「大友興廢記」

日向高城川合戦に惟教父子と共に戦死。

衛藤主殿助 天正一四年（一五八六） 「吾川郷佐伯家譜」

番匠淵軍忠注進披見状、鎗疵。

衛藤九郎右衛門尉 天正一五年（一五八七）

豊薩合戦梓峠の鉄砲功名。「高畑理兵衛覚書」

衛藤惣左衛門 元和元年（一六一五） 「夏の陣首帳」

佐伯惟定の家士馬上、大坂夏の陣で首級一。

衛藤伝左衛門 元和元年（一六一五） 「夏の陣首帳」

佐伯惟定の家士馬上、大坂夏の陣で首級一。

その他の佐伯氏関係史料

―『吾川郷佐伯氏・田中氏・丸田氏系譜』―

九月七日、東京大学史料編纂所の井上聡准教授より連絡があり、収録された「盛嶽文書」史料のコピーが送られてきた。また私が収集した佐伯氏資料の中から「吾川郷佐伯氏・田中氏・丸田氏系譜」の附録として掲載されていた「関東下知状」については、『鎌倉遺文』にも収録されておらず、新史料として発表したいとの意向であった。

『吾川郷佐伯氏・田中氏・丸田氏系譜』の原本は、愛媛県西予市野村町出身で大阪在住の緒方惟幸氏（現佐伯史談会員）が所蔵されており、平成六年八月、佐伯へ持参されたときにコピーさせていただいたのである。

この小冊子は、吾川郷（伊予市）の田中某氏が九年がかりで資料を集め編纂、大正十二年にガリ版刷りで発行されたものである。「編纂の由来」には東宇和郡野村の当時県会議員緒方陸朗氏が同家の系図を持参したので、伊予史談会の創始者西園寺源透氏に依頼して模写してもらった、と記されている。附録に収録された「佐伯氏文書」も、おそらく西園寺源透氏がこのときに模写したものと思われる。



吾川郷佐伯・田中・丸田氏系譜



伊予市下吾川六反田の佐伯家墓地

系図編纂に収録された「佐伯氏文書」

※紹介の文書は原本より再模写したもの。

① 関東下知状 年不詳

件名不詳（惟基と惟久の相論）

② 関東下知状 宝治三年正月十日（二二四九）

豊後国佐伯庄内堅田村、寛元々年年貢の事。

③ 関東下知状 正応四年七月八日（二二九一）

佐伯左衛門惟久子息、八郎惟佐（法師道法）と左衛門政直（法名道精）年貢の事。

④ 関東下知状 正応五年十二月十五日（二二九二）

豊後国佐伯庄預所毛利判官代時光、同舍弟弥四郎親忠と地頭佐伯孫次郎入道道精、同舍弟八郎入道道法

⑤ 守護代新件状 正和二年三月日（二二一三）

日向国高千尾庄岩戸郷地頭氏政（今は死去）……

⑥ 後光厳天皇綸旨案 正平廿年十二月十五日（二二六五）

氏政遺領当郷地頭職、新券状の事。

⑦ 木立賊船軍忠注進披見状 天正七年七月廿一日（二五七九）

正平廿年十二月十五日（二二六五）

天正七年七月廿一日（二五七九）

佐伯左衛門惟久子息八郎惟佐法師道法
年貢事

有年所執進陳具書等子細多所詮
看道精等親父惟久領也彼庄

道精至堅田方者所給宛道法也而加嘉積三年實
按月録帳者内面方百町捌段余堅田

町捌段余也勘之者堅田方者可勤拾貳
事之處道精切完三分一年貢之條無謂之

道法雖申之如嘉積取帳者依難令
可令進濟米百四十石石斗油二石斗錢三百五十

再貴文動空証之由仁治三年惟直道精等依
年為請所可致沙汰之由所被仰下也堅田

一之奈惟直請欠分明之上者可為十分之田
條免謂之旨道精陳申之處云惟直請文云仁治三

下知状道法所不論申也然則被將成數難

改發之聞於參分置所當者道法可令定
改發在合載之時惟久所預勤功實也而道精入領知之條無
謂可完給之旨道法雖申之於被實者道精可令領知之由惟久
道言狀於道精等至件状者道法不論申之上者非沙汰限者
依錄倉殿仰下知如件

正應四年七月一日
陸奥守 平朝臣
相模守 平朝臣

本

③ 関東下知状

⑧番匠淵軍忠注進披見狀（義統花押）

天正十四年 月日記 （二五八六）

⑨豊臣秀吉朱印狀（秀吉花押）

天正十五年正月三日 （二五八七）

⑩羽柴秀長軍令（中納言花押）

天正十五年三月廿五日 （二五八七）

⑪給地坪付（義統花押）

松本名（直入郡直入郷のうち、万寿寺領）

【解説】

①②④鎌倉時代の裁判の判決文で、関東下知状、または裁許状といわれるものである。鎌倉時代の文書を収集した史料集「鎌倉遺文」にも未収録の文書である。

鎌倉時代の佐伯荘や御家人の訴訟を知る上で貴重な史料である。佐伯史談一八四〜一九三号に拙稿「大神姓佐伯氏の研究」の中で紹介したが、未だ学界では認められるに至っていない。

⑤高千尾庄に関する文書で、何故「佐伯文書」の中にあつたか不明、佐伯氏と高知尾の關係が考えられる。

⑥南北朝時代の郷土史料として既に収録されている。

豊後國佐伯庄預所是判判官代所光内舍弟
孫即親忠其地頭佐伯孫法部入道是精日倉
弟八郎入道。法相論條々

一年夏事

右等所注進訴陳狀具書子細雖多形證管管在道精等
祖父佐伯元衛門尉惟直之時為精所耳上更以下獲所得分物
等令定負數之上不嫌事水摸可進濟京都之由去仁治平年
四月十日惟直出狀之處可任彼狀之由日若日被成御下知也
而預所則地頭等背件御下知等致未進之由中之地頭亦以
彼等耳更内令立用字化造官日食糧可遂結解之言故之

如地頭所進官言團宜以下收等并嘉禮元御
飲書者件造官米可為平均課役之由所見也於彼狀等若
預所無中者之間勿論歟仍可引其年更内之言地頭等若
非無其謂而預所不事指證文限當庄不可立用年更内由令
中之奈不能信用然則引其年更内造官米可遂結解也

一御寺未歸兵士食料等事
右地頭内背仁治御下知米濟之由預所令中之處令直結智若光
院寺應之問自仁治至 文永四年着於彼然則遂結解之處無米

一天番役事

右地頭背御下知子今不究滑不通違背咎之由預所雖申之所殊
早還可被承之旨地頭申上着必難違背然者早可令究濟焉
以前條々依鎌倉殿仰下知如件

正應五年二月廿四日

陸奥子手朝臣

相模守手朝臣

五内

④ 関東下知状

⑦⑧木立村と番匠淵の披見状は、これまで引用されてきたものとは人名などに多くの相違がみられる。

⑨秀吉の感状で郷土史料として既に収録されている。

⑩秀長軍が佐伯に逗留したときの軍令で、その年月日がわかる初見の文書である。

⑪恩賞地の坪付で年号宛名を欠いているが、大友義統の花押は天正十五年以降か。

以上、この二、三〇年の間に多くの資料を収集し新たな発見も多くあった。佐伯の中世史研究は飛躍的に進んでいるので、新たな中世史の編纂が望まれる。

⑥後光厳天皇論旨案

相催一族等可致軍忠者 天氣如斯
正平廿年十一月十五日 右大辨
佐伯山城守所

⑨豊臣秀吉朱印状

今度石種兵衛尉不慮之任合無是非次弟使然處其城堅固相抱之由尤神妙之至使先勢退差違頭而被出御島島津事可被勿首既不可後時日候條今少少丈夫之覚悟事一也

正月三日

佐伯太郎殿

秀吉

⑩羽柴秀長軍令

禁制

佐伯庄

一當手軍勢 亂 妨狼籍之事
一障取放火之事
一對地下人非分申懸事
右條々違背之輩於在之者堅可處嚴科者也
天正十五年三月十六日

中納言

林